

1 施策の目的

1 規約

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 3 項に規定する養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務。

2 運営方針

老人福祉法の目的及び理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が健康かつ快適に自立した生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他援助を行うことを目的とする。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・あやめ寮、ひめさゆりともに指定管理制度による施設運営となり、管理運営委託料の範囲内で良好な施設運営が行われるよう、指定管理事業者と組合とで連携しながら、安定した施設運営が求められている。
- ・施設建設から 10 年以上が経過し、様々な設備において経年劣化や故障が見られる中で、入所者の安全で安心できる生活にとって、優先順位を決め、適切な設備維持補修が必要となる。
- ・利用者が減少し、常時 20 名程度の欠員があり、施設運営に支障が生じている一方で、中・重度の要介護者が増加し、適切な施設移行の促進も求められている。
- ・指定管理者の介護専門スキル、相談スキル、認知症対応スキルなどの個々の専門スキルに偏りがあり、全体的な底上げが必要である。
- ・長期的な展望として、施設の運営の仕方や譲渡なども視野に入れ、養護老人ホームのあり方や共同処理事務の見直しについても検討していく必要がある。

3 これまでの取組成果と現況

- ・個別契約型養護老人ホームとしてのメリットを生かし、介護サービスが必要な入所者に対して有効な外部サービスの利用をしている。
- ・指定管理制度（公設民営）による民間の経営ノウハウを生かした、質の高いサービス提供及び施設運営を図ると同時に、相談員研修、職員研修の実施などの組合と施設の連携及び施設間の連携の促進に努めてきた。

【参考】

- 昭和 47 年 5 月 あやめ寮開設（定員：150 名）
- 平成 17 年 9 月 ひめさゆり完成（定員：70 名）
- 平成 17 年 10 月 ひめさゆり指定管理制度開始
- 平成 19 年 1 月 あやめ寮完成（定員：80 名）
- 平成 30 年 4 月 あやめ寮指定管理制度開始



4 施策の目標

- ・養護老人ホームの入所率 90%【参考値：H30 年度末 83%】

5 施策の展開（事務事業）

- ・養護老人ホーム担当者会議の実施等により、指定管理者と措置機関及び他の老人施設との連携を強化し、利用しやすい施設運営に努めます。
- ・措置機関との連絡調整をこまめに行い、入所判定会の状況等の地域の実情把握に努めます。
- ・指定管理者のスキルアップを目指し、相談員研修、職員研修の実施等の取り組みを支援します。
- ・これまで以上に民間を活用した養護老人ホームや施設の運営のあり方について検討します。
- ・入所者の日常生活における危険を想定し、入所者の安全安心な生活に配慮した設備の充実と修繕を実施します。
- ・修繕計画の適切な優先順位を精査した年次計画に基づいた維持補修を行います。
- ・定期的な施設巡回を行い、建物設備関係の点検、職員の業務確認・入所者の現状等の把握に努めるとともに、指定管理者へ技術的な助言を行います。

6 事務事業の目標

・指定管理事業	措置機関との連絡調整回数	年 2 回【参考値：H30 年度 年 1 回】
・指定管理事業	職員研修の実施回数	年 2 回【参考値：H30 年度 年 1 回】
・施設維持補修事業	施設巡回確認・連絡調整回数	年 6 回【参考値：H30 年度 年 6 回】

